

秩父広域市町村圏組合制限付き一般競争入札公告

秩父広域市町村圏組合告示第22号

建設工事の制限付き一般競争入札を下記のとおり行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び秩父広域市町村圏組合契約規則(平成24年規則第8号)第5条の規定に基づき告示する。

平成25年11月28日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

記

1 入札対象案件

- (1) 工事名
秩父消防署西分署庁舎建設工事
- (2) 業種
建築工事業
- (3) 工事場所
秩父郡小鹿野町飯田575-1他
- (4) 工期
契約締結の日から平成27年3月27日まで
- (5) 予定価格
入札執行後に公表する。
- (6) 工事概要
秩父消防署西分署庁舎建設工事一式
木造一部鉄骨造2階建て
消防庁舎 延床面積 763.52㎡
造成工事及び外構工事を含む。

2 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時
平成26年1月22日(水) 午後1時30分
- (2) 場所
秩父消防本部3階防災対策室
※入札の場所は変更する場合がある。変更した場合は、入札参加予定者へ通知する。

3 入札参加形態

特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）の構成員の数は2社又は3社とし、特定企業体の構成員は他の特定企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。
- (2) 特定企業体は自主結成で、構成員の最小限度出資比率は次のとおりとする。
2社の場合 30パーセント以上
3社の場合 20パーセント以上
また、代表構成員の出資比率は構成員中最大とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 構成員のすべてが地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 構成員のすべてが本工事の入札に係る告示の日から入札日までの期間に、秩父広域市町村圏組合の構成市町(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町以下「構成市町」という。)から建設工事等の契約に係る指名停止及び指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 構成員のすべてが会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。
- (4) 構成員のすべてが建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、入札対象の業種に係る建設業の許可を受けている者であること。ただし、代表構成員は、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (5) 構成員のすべてが構成市町に納税義務がある場合、構成市町の市町税を滞納していない者であること。
- (6) 構成員のすべてが構成市町に本店を有する者であること。
- (7) 代表構成員は、公示の日において経営事項審査結果に係る建築一式の総合評定値が750点以上であり、かつ開札日において有効な経営事項審査を受けていること。
- (8) 代表構成員以外の構成員は、公示の日において経営事項審査結果に係る建築一式の総合評定値が600点以上であり、かつ開札日において有効な経営事項審査を受けていること。
- (9) 代表構成員は、本工事の受注に際し、専任の監理技術者を配置すること。
- (10) 本工事に次の工種がある場合の下請人選定は、秩父地域の経済活性化を踏まえて、原則として、構成市町に本店、支店又は営業所を有する者を選定すること。
土工事、鉄骨工事、防水工事、タイル工事、木工時、屋根工事、左官工事、建具工事、ガラス工事、塗装工事、とりこわし工事、舗装工事、植栽工事、電気設備工事及び機械設備工事。

5 入札参加の方法

入札に参加を希望する者は、確認申請書、制限付き一般競争入札参加資格等確認資料、

特定建設工事共同企業体協定書及び添付資料を持参、郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出された確認申請書は返却しない。

(1) 確認申請の提出方法

①提出場所

〒368-0021 秩父市下宮地町10番25号
秩父消防本部総務課

②受付期間

平成25年12月9日(月)午前9時00分から
平成25年12月17日(火)午後3時00分まで

③提出部数

1部

(2) 確認申請書の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、確認申請書を受理しない。

(3) 入札参加資格の審査結果通知

入札参加資格の審査結果は、平成25年12月19日(木)までに郵送により通知する。

なお、入札参加資格がない旨の審査結果を受けた者は、平成25年12月20日(金)午後4時までに、総務課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

6 設計図書等

設計図書及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり貸出する。

なお、設計図書貸出申請書の提出のない者については、当該工事の入札に参加することはできない。

(1) 貸出日

平成25年12月24日(火)

(2) 貸出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(貸出時刻については審査結果に併せてお知らせします。)

(3) 貸出場所

秩父消防本部総務課

(4) 返却方法

設計図書は、入札終了後までに返却すること、ただし、入札資格がないことが確定した場合は、速やかに返却すること。

7 設計図書等に関する質問

(1) 質問の受付

設計図書等に関する質問がある場合は、平成26年1月9日(木)午前9時から午後4時までに質問書をFAXにより総務課へ提出すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成26年1月10日(金)午前9時00分から午後4時までにFAXで回答する。

- 8 最低制限価格
設定する。(予定価格の80%)
- 9 入札保証金
免除する。
- 10 契約保証金
契約金額の100分の10以上とする。
- 11 支払条件
 - (1) 前払金
あり
 - (2) 部分払
あり
- 12 入札に関する注意事項
 - (1) 入札書は、定められた日時及び場所に直接持参して提出すること。
 - (2) 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。
 - (3) 入札にあたっては、指定の入札書に入札事項を記入し記名、押印した後、割り印をした封筒にて提出すること。
 - (4) 代理人をして入札させる場合は、指定の委任状を提出すること。
 - (5) 再度入札は1回までとする。この場合、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。
 - (6) 最低制限価格を下回った入札をした者は、再度入札には参加できない。
 - (7) 落札者の決定に当たっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格を上回った最低の価格をもって入札をした者を原則として落札者とする。
 - (8) 落札となるべき価格について同価の入札が2者以上あったときは、直ちに抽選を行い落札者を決定するものである。
 - (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (10) 入札参加確認申請を行ったあとに、入札を辞退する場合は、指定の一般競争入札取下げ届を提出のこと。
 - (11) 入札書とともに積算内容のわかる内訳書を提出すること。
- 13 入札の無効
次に掲げる事項に該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
 - (2) 入札に際して連合等による不正行為があった入札

- (3) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者に係る入札
- (5) 記名及び押印のない入札及び入札書の記載事項が確認できない入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

1.4 契約の締結及び落札失効

- (1) この工事の契約に当たっては、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和45年秩父広域市町村圏組合条例第25号)の規定に該当する場合は、秩父広域市町村圏組合の議会(平成26年2月中を予定)の議決後にこれを本契約とする。
- (2) 落札の決定があった後に、落札者の入札が条件に違反して無効となったときは、落札者の決定は失効することとする。

1.5 その他事項

- (1) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札に際し談合情報があった場合は、次のとおり取り扱うことがある。
 - ① 談合情報があった場合、事情聴取、宣誓書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことができる。
 - ② 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることができる。
 - ③ 契約締結後に、入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することができる。

1.6 問い合わせ先

秩父消防本部総務課 0494-21-0120(直通)